

あまがさきアーカイブズ通信

「常吉村文書の整理

―古文書整理ボランティア―のその後

松本 望

(まつもと のぞみ
尼崎市立歴史博物館職員)

はじめに

本稿は、「あまがさきアーカイブズ」の事業の活動主体である市民とスタッフのうち、スタッフによる専門性に依拠した実践例を示したものである。『たどる調べる 尼崎の歴史』下巻所収のコラム「常吉村文書の整理―古文書整理ボランティア」⁽¹⁾において紹介した古文書整理ボランティアによる作業を受け、その後スタッフが実施した作業を紹介する。

「あまがさきアーカイブズ」の前身である地域研究史料館（以下、史料館）は、昭和五〇年（一九七五）に市史編集室を発展・継承する形で開設された。一九九〇年代

初頭、利用者の減少や館の閉鎖的な姿勢、それに伴う庁内における館の存在に対する疑問視といった問題に直面し、これらの逆境を脱するべく、業務改革を実施した。

この業務改革の柱となったのが、市民に対するレファレンスの徹底と講座・自主学習グループ事業であった。講座・自主学習グループ事業において、史料館にある尼崎地域の古文書をテキストとして学ぶ自主学習グループ「尼崎の近世古文書を楽しむ会」が設けられ、その会員有志に「古文書再整理ボランティア」に携わっていただいている。⁽²⁾

ボランティアによる再整理の対象としたのは、主として市史編集室時代（昭和三七〜四九年）に作成された「尼崎市史編集室資料目録」に掲載された史料である。この目録は、当時の『尼崎市史』執筆者、つまり研究者の内部利用に供したものであったため、史料情報は表題（史料名）と簡単な年代表記のみ、点数把握も概数であった。

手書きあるいはワープロで記載された冊子形態のため、館内閲覧にとどまっていた。この「尼崎市史編集室資料目録」に掲載された史料を、市民が利用しやすいものにす

るため実施したのが再整理作業である。史料情報を補い、目録をデジタルデータ化し、WEBでの公開を進めており、ボランティアの方々には、表題の表記や文書作成年代、点数を見直し、差出・宛先などの情報を追記する作業に従事していただいている。

さてこのコラムで紹介した「常吉村文書」は、平成二二年（二〇一〇）に史料館が購入した。従来の「尼崎市史編集資料目録」に掲載された文書群を再整理するのではなく、未整理文書を一から整理し、新たに目録を作成する必要がある。故にこのコラムでは、古文書整理作業における一連の工程について紹介した。「常吉村文書」はボランティアとスタッフによる整理作業が完了し、現在目録を公式サイトにて公開している。⁽³⁾

本稿では、①「常吉村文書」の整理作業における、前掲のコラムで紹介した作業工程以降の作業と、②「常吉村文書」の史料的性格について述べることにする。

①については、コラムで紹介したボランティアによる作業を受けて、スタッフが引き継いだ目録制作作業について紹介する。この作業に従事したのは、古文書再整理

作業とボランティア対応を担当し、コラムも執筆した城戸八千代である。城戸はコラムのほか、史料館におけるボランティアとの協働に関する実践例を示した論考を執筆している。⁽⁴⁾

②については、城戸の後任である筆者が言及する。「常吉村文書」の目録を公開したのは平成二六年四月であるが、現在までのところ、史料の内容に言及した成果が見当たらない。筆者が史料館で勤務を始めたのは平成三一年四月であるが、前職では自治体史の編さんに携わった。⁽⁵⁾ 基礎的作業として村落文書を収集・調査し、史料の収載に際して研究史上の意義を常に意識した。筆者の来歴・経験を生かして「常吉村文書」を紹介したい。

「常吉村文書」は、市民であるボランティアが整理作業の過半を担い、自治体史『たどる調べる尼崎の歴史』で紹介した。「常吉村文書」は、あまがさきアーカイブズ⁽⁶⁾が所管する文書群の中でも、市民に愛着を感じさせるものとなったであろう。本稿は、そういった性格を有する「常吉村文書」を取り上げ、公開目録の構成や文書群の性格に関してスタッフの専門的知識に裏打ちされた

情報を周知することで、市民による「常吉村文書」の更なる利用促進を企図するものである。

一、「常吉村文書目録」について

前掲のコラムによると、平成二三年六月〜同二四年九月、ボランティアの方々には文書のクリーニングと仮番号付与、目録カード採録、ラベル貼付、一部特徴的な文書の撮影に取り組んでいただいた。その後スタッフが引き継ぎ実施した作業が、史料の主題分類と目録番号の付与である。『あまがさきアーカイブズ』における公開目録においては、史料を主題で分類し、年代順に並べ替えている。こうした史料配列に沿って付した番号が目録番号である。この公開目録における主題分類と史料配列は専門性を要する作業であり、「常吉村文書」においては、城戸により以下のとおり主題が設定、分類された。

1. 支配
2. 法令
3. 土地・貢租（近世）
4. 土地・貢租（近代）
5. 村政・村況（近世）
6. 村政・村況（近代）
7. 戸口・諸改
8. 農業経営・流通
9. 金融
10. 治水・水利
11. 家
12. 雑
13. 園田村

ここから目録の考察を進め、史料の性格について検討していくが、本稿では一三の主題のうち「10. 治水・水利」に焦点を当てることにする。

常吉村は武庫川東岸に位置しており、武庫川の治水や武庫川水系の村々との水論は村に住む人々の生活を左右した。そして近世における武庫川の治水・水利をめぐる諸問題は、市民の関心を集めるトピックであり、近年ではYouTubeにおいて動画が制作されるほどである。⁽⁷⁾ また古文書再整理ボランティアの母体である「尼崎の近世古文書を楽しむ会」が武庫川の治水・水利関係史料を翻刻し研究を進めている。会報『あまがさき『あまがさき』を刊行し、そこで『あまがさきアーカイブズ』所蔵の「生島井一件」や「田口和正氏文書（一）」の水論関係史料が翻刻され、その翻刻をもとにした論考が掲載されている。⁽⁸⁾

加えて、常吉村文書の「10. 治水・水利」は、『尼崎市史』第二巻（以下、『市史』二）⁽⁹⁾における武庫川水系の治水・水利に関する記述を担保・補完するものである。

『市史』二の典拠となった史料が史料編『市史』六の「九尾崎地方の水利慣行」⁽¹⁰⁾に収録されている。「友行部落有

文書」「岡治茂夫氏文書」「常松部落有文書」など、あまりがさきアーカイブズ¹¹所蔵・所管の文書であり、武庫川水系の村落・井組間の水論に関するものがほとんどである。武庫川は何度か大きな洪水を引き起こしており、甚大な被害を出したものの一つに、正徳二年（一七二二）七月の大洪水（以下、正徳洪水）がある。これに関して、『市史』六は被害の様子を記した記録を収録しているものの、武庫川の治水の様子が窺える史料は確認できない。

ここで「常吉村文書」について述べると、近世初頭の文書が残存する。全体の文書に対して、一六〇〇年代が三％、一七〇〇年代が三一％を占める¹¹。また全体の点数は一、五八〇点（件数一、四九一件）、うち「10. 治水・水利」は一五八点（件数一五五件）ある。正徳洪水を受けて作成された史料や、正徳享保期（一七二一〜三六）の幕府による河川整備事業との関連が伺える史料も見られ、特に土砂留普請に関して、幕府・尼崎藩・尼崎藩領の村々の動向の一端が知られる。

会報『蘆刈』で翻刻された「田口和正氏文書（一）」

の水論関係史料に関して、河野未史¹²は、『市史』二で触れられていない、正徳洪水被害からの「復興」関係史料としての意義を解説した。正徳享保期における武庫川の治水・水利関係史料は貴重で、検討する意義は大きい。

以上の事由により、「常吉村文書」の「10. 治水・水利」に分類される正徳享保期の史料に関して考察する。

二、「常吉村文書」における治水・水利史料

「常吉村文書目録」の「10. 治水・水利」について下位分類はなく、内容ごとに編年順に配列されている。城戸による配列意図を筆者は以下のとおり考えた。

（目録番号）

- 二四一一〜三四 武庫川普請願い
- 二四二一〜五 武庫川普請村請願い
- 二四三一〜一五 武庫川普請御用杭木・道具等覚え書き

- 二四四一〜一〇 武庫井筋分水につき願書
- 二四五一〜二八 武庫地区村々の水論関係史料

二四六一〜一五 武庫川筋普請の入用銀関係史料

二四七一〜一二 土砂留奉行による見分関係史料

二四八〜二七五 その他治水・水利関係史料を編年的に

配置

このうち正徳〜享保期の治水・水利史料が見受けられる(A)二四一一〜三四「武庫川普請願い」、(B)二四七一〜一二「土砂留奉行による見分関係史料」について検討する。

この(A)(B)のトピックは、正徳洪水と、享保一年(一七二六)七月に尼崎藩松平氏が土砂留大名に命じられ実施された土砂留普請に関連する。

『市史』二の尼崎藩の正徳〜享保期における治水事業に関する記述によると、前者の正徳洪水に関しては、正徳二年七月三日の朝、武庫川東岸で堤切れが発生した西昆陽村の西南にあたる西昆陽村・常松村・常吉村支配の堤が九三間(約一七〇m)にわたって決壊するなど、現尼崎地域のほぼ全域に大きな被害を及ぼした。⁽¹³⁾

後者の土砂留普請は、近世前期に幕府が国役普請の一環として進めていた。畿内の大河川の治水事業は当初幕

府勘定奉行の管轄下におかれていたが、摂河地域については大坂町奉行の管轄に移され、郡別に、普請を担当すべき土砂留大名が指定されるようになったものである。

尼崎藩松平氏は、摂津国有馬・武庫・川辺の三郡の土砂留普請を担った。⁽¹⁴⁾

(A)二四一一〜三四 武庫川普請願い

【史料1】二四一一「武庫川普請願い」

申夏武庫川表御普請願書

字守部樋下

一長四拾六間

此所前打杭木

裏ずり

常吉村

長同

高五尺

高ふみ式間

表大走り

字わんどう

一長式拾間

此所之前打杭木

裏ずり

長同

高五尺

高ふみ式間

表大走

右之通当夏御普請奉願候、以上

正徳六年申六月

常吉村庄屋

善右衛門

松本平左衛門様

大川伴助様

「武庫川普請願い」は、武庫川沿いの堤普請の願書である。正徳六年（二七一六）六月〔史料1〕、二四一一以降、寛延三年（二七五〇）一二月（二四一一）まで、毎年あるいは二、三年おきぐらいで残存している。作成月として一月・一二月・正月、願書の宛先として「大庄屋瓦林村宇兵衛」などの表記が見られる。

『市史』二には「武庫川の常例土砂留普請」という項目があり、それによると、普請は、毎年一月から三月あるいは四月にかけての農閑期を利用して営まれた、そこで、普請に先立つて、例年、その前年の年末ごろに武庫川堤ぞいの村々から普請を要する個所と、所要人足等に関する願いを出させた。大庄屋はそれを取りまとめ「武庫川表川除御普請願帳」なるものに仕立てて、尼崎藩の郡代ならびに川奉行に提出していた、という⁽¹⁵⁾。つまり、尼崎藩松平氏が土砂留大名となって以降定例化した、武庫川の土砂留普請に伴う普請願いだったことが見

て取れる。

(B) 二四七―一〇二土砂留奉行による見分關係史料

【史料2】二四七―七「土砂留につき触れ」

^(備前守)
尼崎御領

覚

撰州武庫川筋山々土性悪敷段々はげ山二成、土砂流出大水之度々御料・私領田畑損亡いたすに付、自今以後土砂留被 仰出候事

一川筋左右之山方木立無之所ニ竹木・葭・萱・芝之根を植立、川筋江土砂不流落様ニ可仕候、尤木草之根堀取候儀可為停止事

一従前々之川筋山畑河原等ニ有之、新田畑者不及申、縦左田畑ニ而高之内たりといふとも川筋江土砂流出ル所者吟味之上荒之植付等可申付候間、山中焼畑切畑新規ニ仕間敷候、川端川筋江新規ニ築出候之儀可為停止事

右之通可堅相守之候、今度土砂留之儀松平遠江守江被仰付也、自今以後遠江守家来差廻、右之趣を以可申付候之間、御料・私領・寺社領之百姓共右家来差凶次第年々無油断可致普請候、尤当奉行所方川奉行与力同

心差廻し可相改候間可存其旨候、若違背之輩於有之者
僉儀之上急度曲事ニ可申付候、此触狀郡中村々不残様
ニ相廻し令承知之段、庄屋・年寄・寺社家致印形触留
村方大坂番所江可持参者也

午十月

(松平勘敬、西町奉行)
日向

(鈴木利雄、東町奉行)
飛驒

御触狀之趣承知仕奉畏候、以上

武庫郡常吉村庄や

善右衛門

同村年寄

佐次右衛門

同村

常願寺

十一月三日二廻り

【史料3】二四七―二「武庫川土砂留見分につき触れ狀」

武庫山土砂留 覚

摂州武庫川河筋土砂留之儀ニ付先頃従大坂御奉行所其
筋村々江御廻狀至来、先達而可為承知存候、今度遠江
守方より我等共此役儀申付近日罷出候、依之紙面之趣
承知可有之候

一武庫山々土砂留之場所并御絵図為御用来月朔日尼崎
出立、池尻休、生瀬泊り相定、其節委細可申談候間、

出向可被申候、且又武庫川之川上日出坂迄罷通候事
一泊休之儀先達而難相定候之間、此方共泊休ニ而閉合
可被申候、尤村境迄村役人案内可被出候事

一大川筋江流出候川々并山懸り村々迄無滞触狀相廻可
被申候、且又向寄次第山方川筋檢分之上御普請可申
付事

一泊休之人數拾七人有之候、一汁一菜ニ椀・籠其外一
切馳走かましき儀被致間敷事

一御用長持一棹・軽尻馬式疋可被致用意事

一寺社家江茂右之趣委細被致通達承知印形可有之事

右之趣武庫川筋并山懸り村々不残様相廻庄屋・年寄承

知之段刻付を以致印形触留之所より尼崎領大庄屋西宮

六左衛門方江可被戻候、以上

松平遠江守内

山口四郎左衛門

年十一月廿四日

新井藤助

武庫川筋并山懸り村々庄屋年寄

【史料2】は享保一一年（一七二六）一〇月、大坂西町

奉行松平勘敬・東町奉行鈴木利雄としおにより出された土砂留

に関する触狀、【史料3】は同年一二月、松平家中役人

による触狀で、自分たちが土砂留見分に來た際の対応を

周知したものであると考えられる。

これは、尼崎藩松平氏は土砂留大名となるや、川除奉行らに武庫川ぞいの山々谷々を見分させ、九八カ所の土砂留普請箇所を指定した、そして、以後年々その普請所を二、三度ずつ尼崎藩の役人が巡回した、国役普請であるため、大坂町奉行所の川方与力衆もときどき見分に來ていた、という、『市史』二一の記述に關連する。⁽¹⁶⁾

おわりに

本稿は、市民ボランティアによる「常吉村文書」の整理後、目録を公開し、史料を利用してもらうために必要となるスタッフの専門性の一端を示したものである。

まず公開目録の作成に際して、ボランティアによる整理後に行なう主題分類と目録番号の付与を紹介し、専門的知識を要することを示した。主題分類の判断には、ボランティアが作成した目録カードの情報を点検し、原史料を理解するための歴史的知識が必要であり、目録編成については、研究動向や実践例を把握し、日々業務に生かしていることを示した。

さて、「あまがさきアーカイブズ」におけるボランティアとの協働において、特に意識しているのは、ボラン

ティアとの「コミュニケーション（双方向性）」と、ボランティア作業の「成果」をボランティアと共有することである。後者の「成果」の共有というのは、作業内容が利用者の「役に立った」こと（＝成果）を、作業を担うボランティアに具体的に伝えることである。⁽¹⁷⁾ 古文書再整理ボランティアにおいては、公開目録の作成を進め、公開された時点において、ボランティアに伝えることがその一例となる。

そしてもう一例が、本稿で示した、ボランティアとして整理作業に従事した文書が地域の歴史叙述に關わっていることを伝えることである。「常吉村文書」の治水・水利史料は、『市史』二における「尼崎藩の治水事業」のみならず、幕府による畿内河川支配研究⁽¹⁸⁾にも寄与できるものである。

特に、ボランティアの母体である「尼崎の近世古文書を楽しむ会」の会員は、歴史が好きで、中には自ら研究を進める方もいる。歴史叙述への関わりを伝えることで知的好奇心が刺激され、ボランティアへの積極的な参加や研究活動の促進が期待できる。

本稿は、筆者自身の来歴・経験による、ささやかな専門性に依拠したものであるが、今後更なる専門性を身に着けていくためには、知識や技術を個人に留めるのではなく、他のスタッフと共有することが肝要だと考える。

日常業務や職場内での研究会において、他のスタッフとコミュニケーションを取るにより持ち得た専門性をもって、市民と積極的に関わり、ボランティア活動や史料利用の促進に尽力していきたい。

〔注〕

(1) 尼崎市立地域研究史料館編、尼崎市、二〇一六年、九〇～九二頁、地域研究史料館(城戸八千代執筆)。

(2) ここまでの史料館の概要に関する記述は、辻川敦「日本における市民文書館の理念と実践」(尼崎市立地域研究史料館紀要『地域史研究』第一二二号、二〇一二年九月)、辻川敦・久保庭萌「市民とともに歩む尼崎市立地域研究史料館の取り組み」(『アーカイブズ』第五一号、二〇一三年一〇月)、岩城卓二「人を育てる史料館」(岩城・高木博志編『博物館と文化財の危機』人文書院、二〇二〇年、第五章)などを参考にした。

(3) 尼崎市立歴史博物館ウェブサイト、あまがさきアーカ

イブズ」のページ、「文書群概要・文書目録」の武庫地区。
<https://web.archives/collections/records/catalogs/muko.php> (令和三年九月二日閲覧確認)

(4) 河野未央・城戸八千代「尼崎市立地域研究史料館の実践―ボランティアとの協働―」(『記録と史料』第二八号、二〇一八年三月)、城戸・河野「尼崎市立地域研究史料館でのボランティア作業」(『ヒストリア』第二六七号、二〇一八年四月)。

(5) 『新修大阪市史』史料編第七巻 近世Ⅱ政治2、大阪市、二〇一二年、同第一一巻 近世Ⅵ村落1、二〇一八年。また大阪市史史料の編集経験も有し、本稿に関連するものとして大阪市史史料第八十三輯『享保期新大和川支配替関係史料』大阪市史料調査会、二〇一六年、がある。

(6) 近年において例えば、ISAAD(G) (国際標準記録史料記述の一般原則) に準拠した目録編成について、概説書や実践例を示した論文の蓄積がある。史料館においては、平成二八年度・二九年度にISAAD(G) に準拠した目録編成・記述を目指す研究会を実施している(「尼崎市立地域研究史料館事業要覧(付、平成二八年度事業報告)」、「同(付、平成二九年度事業報告)」<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/museum/archives/annual/>)。なお、あまがさきアーカイブズ」においては、以下の文書群

に関して、城戸が I S A D (G) に準拠し目録編成した。

「廣岡三従氏文書 (一) 」… 中央地区 <http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/collections/records/catalogs/central.php>

「矢野武一氏関係文書」… 大庄地区 <http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/collections/records/catalogs/osho.php>

「田近英三氏文書 (一) 」… 武庫地区、前掲 (3) 参照。

「橋本正隆氏文書 (一) 」… 園田地区 <http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/collections/records/catalogs/sonoda.php>

※ URL は令和三年九月二四日に閲覧確認した。

(7) みんなの尼崎大学 武庫キャンパスオンライン講座

「武庫地区の農業用水路巡ってみた」… <https://youtu.be/oQ1-VHPQNOg> (同前閲覧確認)

(8) 尼崎の近世古文書を楽しむ委員会報『蘆刈』第二号・二〇一六年九月、第三号・二〇一八年二月、第五号・二〇二〇年九月。

(9) 尼崎市、一九六八年。

(10) 同前、一九七七年、二二一～三二五頁。

(11) 前掲 (3) 掲載「常吉村文書目録」。

(12) 「解説」田口和正氏文書 (1) 尼崎市立地域研究史料

館」、前掲 (8) 第三号所収。

(13) 前掲 (9) 四一三～四一四頁。

(14) 前掲 (9) 四二二～四二三頁。

(15) 前掲 (9) 四二四～四二五頁。

(16) 前掲 (9) 四二四頁。

(17) 前掲 (4) 。

(18) 村田路人『近世広域支配の研究』大阪大学出版会、一九九五年など。

